著作権法のダウンロード禁止規定の妥当性に関する考察

小池萌心

現行の著作権法は、著作物等の保護と利用を図ることにより、文化の発展に寄与することを目的として、1970(昭和 45)年に制定された。その後、情報のデジタル化・ネットワーク化に対応するために、多くの改正が行われている。2009年の改正では、私的使用の範囲であっても、違法にアップロードされたものと知りながら、映画や音楽の著作物をダウンロードする行為が違法化された。その後、2012年の改正では、違法にアップロードされた映画や音楽の有償著作物を、その事実を知りながらダウンロードする行為が刑事罰化された。本研究では、これらのダウンロードの違法化・刑事罰化に焦点を当て、各改正に関する文献を分析・考察することを通じて、改正の背景や目的を明らかにするとともに、過去に行われた調査を分析することにより、ユーザーの意識を明らかにし、2009年ダウンロード違法化の妥当性・実効性と2012年違法ダウンロード罰則化の妥当性を検討することを目的とする。

2009 年の改正の背景には、違法なダウンロードが膨大な量となっており、権利者の利益を守るためにはアップロードする側だけでなくダウンロードする側への権利行使が必要であるとされた背景がある。これには、違法なダウンロードが減少し、音楽市場が回復することを期待する権利者団体等の働きかけが改正に大きな影響を与えていた。しかし、ダウンロード違法化の効果がみられないとして、施行からわずか 2 年後の 2012 年改正法では、罰則規定が設けられが、この改正には反対意見も根強い。

調査結果の分析によると、2009 年のダウンロード違法化では、著作権法の存在を意識させ、規範意識を醸成させるきっかけとして、一定の効果は見られたといえることから、この年の法改正は妥当であったと考えられる。一方で、ダウンロードを減少させるという現実面での効果は見られず、権利者団体等の期待は実現しなかったといわざるをえない。

2012 年の違法ダウンロード刑事罰化に関する改正法は、議員立法で成立しており、その可決に至るまでの審議は極めて短時間に行われた。このように、法改正の過程が拙速であったという点に加え、改正法の内容面や運用面においても、複数の課題が残される結果となった。また、刑事罰には謙抑性が働くことから、その導入は最終手段として捉えるべきであり、罰則化にはより慎重になるべきであったと考えられる。このようなことから、2012年のダウンロード刑事罰化は、妥当ではないと考える。

(指導教員 石井夏生利)